

大阪府内に宿泊されるみなさまへ
宿泊税のご案内
宿泊税は、世界有数の国際都市・大阪をめざして、大阪の魅力を高める観光振興施策に活用しています
宿泊税の使いみち
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい観光案内</li> <li>・観光地の Wi-Fi 整備</li> <li>・トイレの洋式化</li> <li>・人が賑わう大阪の魅力づくり</li> <li>・国際会議の誘致</li> <li>・大阪の魅力発信</li> </ul>

納める方
大阪府内の宿泊施設※に一定の金額以上の料金で宿泊された方
支払い方法
宿泊施設等へお支払いください

注意:宿泊税の課税対象となる「宿泊施設」とは、以下の施設をいいます。

- ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊施設)
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設

宿泊料金 (1人1泊)	税率
5,000円未満	課税されません
5,000円以上 15,000円未満	200円
15,000円以上 20,000円未満	400円
20,000円以上	500円

宿泊料金に含まれるもの
・素泊まりの料金
・素泊まりの料金にかかるサービス料
・清掃代(強制料金)
宿泊料金に含まれないもの
・消費税等に相当する金額
・宿泊以外のサービスに相当する料金
(例)食事、会議室の利用、電話代等